

# 稲敷市福祉避難所運営マニュアル



平成 30 年 6 月 稲 敷 市

# 目 次

第	1	章 基本的な考え方	1 -
	1	趣旨	1 -
	2	福祉避難所の位置づけ	1 -
第	2	章 平常時における取り組み	2 -
	1	福祉避難所利用対象者の把握等	2 -
	2	福祉避難所の種類・確保	3 -
	3	福祉避難所の施設整備	3 -
	4	福祉避難所の周知徹底	4 -
	5	物資・器材、人材、移送手段の確保	4 -
第	3	章 災害時における取り組み	5 -
	1	福祉避難所の開設	5 -
	2	福祉避難所の運営	7 -
	3	福祉避難所における要配慮者の支援10	0 -
	4	福祉避難所の閉鎖等	

- ・福祉避難所の施設整備、物資・器材等
- ・様式

#### 1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、稲敷市においても大規模な液状化現象や激しい揺れにより多くの住宅や上下水道のライフラインに甚大な被害をきたし、市として初となる避難所の設置や、長期間にわたる市民の避難生活対応など、災害時の緊急かつ迅速な対応の不可欠さを再認識したところであります。

また、平成 28 年4月には熊本地震により、熊本を中心に九州地方において甚大な被害を うけました。

しかし、地震や風水害などの大規模な災害が発生した場合に、障がいのある人や高齢者、 妊産婦、乳幼児等(以下「要配慮者」という。)のなかには、安全な場所へ避難することが困 難であったり、避難に時間を要する者があることに加え、一般避難所での避難生活が困難で あったり、共同生活に適さないなど何らかの特別な配慮を必要とする方々がおります。

また、近年の災害では 65 歳以上の高齢者が犠牲者となる事案が多く見受けられ、急速な高齢化が進む当市においては、災害時の高齢者対策が大きな課題となっている状況です。

現在、当市では、災害時の避難行動要支援者登録制度や緊急通報システムを活用しながら、 地域ぐるみの支援体制確立を目指した取り組みを図りつつ、「安心して暮らせるやさしいまち づくり」の実現に努めているところです。

本マニュアルは、地震や風水害等の自然災害が発生した場合に、「要配慮者」の支援体制を早期に確立することにより、「要配慮者」の生命や身体を災害から保護することを目的として、福祉避難所の開設から閉鎖まで、及び要配慮者の避難所生活の支援に係る事項等についてのマニュアルを定めるものです。

# 2 福祉避難所の位置づけ

本書は、「稲敷市地域防災計画<地震災害対策計画編>」第3章 地震災害応急対策計画・第5 節 被災者生活支援、及び「稲敷市地域防災計画<風水害等対策計画編>」第3章災害応急対策 計画・第5節 被災者生活支援を具体化し、要配慮者に対する支援体制の整備を図るためのマニ ュアルとして位置づけます。

また、当市においては、大規模地震や風水害等による被害の発生直後や災害予測に基づく避難にあっては、「地域防災計画」に定められた身近な「指定避難所」へ避難するものとし、避難の状況・必要性に応じて要配慮者等を対象とした福祉避難所を開設するものとします。

# 1 福祉避難所利用対象者の把握等

(1) 市は要配慮者の登録制度により、要配慮者名簿を作成するとともに、難病患者、人工透析 患者、妊産婦、乳幼児等についても適宜情報の収集に努め、あらかじめ福祉避難所利用対象 者として見込まれる者の概数を把握しておく。

## 〈当マニュアルで想定する要配慮者の基準〉

・ひとり暮らしの高齢者 … 65歳以上

・高齢者のみの世帯 … 65歳以上

・介護認定者 … 要介護4または5

・身体障がい者(児) … 身体障害者手帳1級または2級

・知的障がい者(児) … 療育手帳AまたはA判定

・精神障がい者 … 精神障害者保健福祉手帳1級

・妊産婦・乳幼児 … 乳幼児については未就学児

・特定難病疾患者 … 一般特定疾患医療受給者証の所有者

・市長の認める者 … 病弱者、感染症疾病の罹患患者、その他一般避難所での 共同生活に適さないと認める者等

- (2) 福祉避難所の対象は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者としその家族も含めて良いものとする。
- (3) 避難する要配慮者に対しては、最低限の生活支援を公平に行い、特殊な対応が求められる者に対する支援については個別に対応できる体制整備に努める。

## 〈生活支援の内容〉

- ・生活スペースの提供
- ・飲料水、食料、粉ミルク、紙おむつ等の生活物資の提供
- ・トイレなどの衛生的環境の提供
- ・可能な限りのプライバシー(更衣・授乳スペース等)の確保
- 各種情報の提供、交換、収集
- (4) 男女双方の立場から、性別を考慮したプライバシーの保護に配慮する。

#### 2 福祉避難所の種類・確保

#### (1) 福祉避難所等の種類

本市においては、福祉避難所利用者の状況に応じた体制確保の必要性を考慮し、高齢者等 用(難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等を含む)・障がい者用、それぞれに福祉避難 所を指定する。

# (2) 福祉避難所等の確保

特別な配慮を要する要配慮者が、避難生活において支障のない程度の構造設備(バリアフリーに対応)を備え、かつ身体介護や医療相談等の支援が受けられるなど、安心して避難生活を送ることのできる体制を整備した避難所を、福祉避難所として指定し確保を目指す。

# (3) 市の指定福祉避難所(3施設)

	施設名	所 在 地	主対象者	電話番号
1	稲敷市江戸崎福祉センター	江戸崎甲 1992	高齢者等	029-892-5711
2	稲敷市保健センター	江戸崎甲 1990	高齢者等	029-840-5170
3	ハートピアいなしき	佐原組新田 1540-1	障がい者等	0299-79-3737

## (4) 民間福祉避難所

民間の社会福祉施設等で、災害時に民間福祉避難所として要配慮者を受け入れることのできる施設の掘り起こしを図り、協定書を締結するなどの協力体制の整備のもとで、民間福祉 避難所の拡充に努める。

#### 3 福祉避難所の施設整備

福祉避難所においては、既設トイレの洋式化、段差解消等のほか、オストメイトに対応するトイレへの改修等、要配慮者に配慮した設備整備や携帯トイレの備蓄を図っていく。施設整備としてバリアフリー化などを進める。また、情報収集が困難な要配慮者に対して円滑な情報伝達手段を確保するため、テレビ、ラジオ、筆談用具を備えるなど、多様な伝達手段の確保に努める。

#### 4 福祉避難所の周知徹底

福祉避難所を指定した場合には、市の広報紙、ホームページ、ツイッターなどを通して、広く市民に周知を図り、理解と協力を求める。要配慮者とその家族に対しては、民生委員・児童委員や協力団体、消防団等の協力を得て周知の徹底を図っていく。

また、パンフレットやハザードマップ等の作成に当たっては、福祉避難所の位置等について 要配慮者が理解しやすいように工夫する。

# 5 物資・器材、人材、移送手段の確保

#### (1)物資・器材等の確保

災害発生時の混乱の中で必要な物資や器材を調達することは困難を極めることが予測されるため、平常時から一定量の必要物資等を備えるとともに、災害時の物資優先供給協定の締結推進に努める。

また、災害物資優先供給協定で対応できない福祉関連用具や日常生活物資について洗い出しを行い、緊急時の準備を進める。

なお、福祉避難所で必要な物資・器材については、次のようなものを見込む。

種別	要配慮者対応物資・器材
	飲料水、要配慮者に配慮した食料、ビスケット、非常用米、缶詰、粉ミル
食料・飲料水	ク、離乳食、栄養補助食品、
	疾病・アレルギー対応食品
生活必需用品	ほ乳瓶、紙おむつ(乳児用、大人用)、生理用品、電気ポット、タオル、
生	下着、衣類、カセットコンロ、ストーブ、マット、介護用品、衛生用品等
2014	携帯トイレ、トイレットペーパー、車いす、歩行器、歩行補助杖、収尿器、
その他	電池、担架、パーティション、ベッド等

# (2) 人材・外部協力員の確保

要配慮者の日常生活の支援にあたるホームヘルパー等の介護職員等の確保について、介護 サービス等の福祉サービス提供事業者との災害時支援協定の締結のほか、各種ボランティア 団体との協力体制の整備を図る。

また、要配慮者の健康管理や医療相談等に当たる医療支援スタッフを確保するなど、稲敷 地区医師会、関係医療機関等との連携を図る。

#### (3) 移送手段の確保

一般避難所から福祉避難所への移送については、本人または家族の責任において行うことを原則とする。

ただし、移送に際して要配慮者に著しい危険が及ぶことが予測される場合及び要配慮者の身体状況等により、特に移送に配慮を要する場合には、公用車、福祉関係車両、救急車両等の手配のほか、県や運送事業者等の関係機関と協議し、安全移送の確保に努める。

#### 1 福祉避難所の開設

市は災害が発生し、一般避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所開設の必要性があると認められる場合には、あらかじめ指定する施設のうちから、必要に応じて公的福祉避難所を開設する。

さらに必要性が求められる場合には、協定書を締結する民間福祉避難所の開設について関係 機関に要請する。

# (1) 基本事項

本マニュアルでは、公的福祉避難所の開設・運営を規定するものとし、民間福祉避難所の 開設・運営については、協定書に基づくものとする。

#### 対象者

本マニュアル 第2章 1 (1) に記載する「当マニュアルで想定する要配慮者の基準」に該当する者。

#### ② 設置場所

市の指定福祉避難所の設置場所については、本マニュアル 第2章 2 (3) に記載する「市の指定福祉避難所」の各施設。

## ③ 設置期間

福祉避難所の開設期間は市対策本部の指示によることとするが、原則として災害発生の日から7日以内を目安とする。

④ その他、本マニュアルに記載の無い事項については、避難所運営マニュアルに準じるものとする。

# (2) 開設の手順

#### ① 避難状況の把握

保健福祉班の班長は、避難所連絡員を指名し、一般避難所の避難者数や運営状況、高齢者や障がい者等、要配慮者の避難状況及び要望等について的確に把握するとともに、福祉避難所の開設の必要性を判断する。

## ② 福祉避難所担当職員の配置

- ア 市が福祉避難所の開設を決定した場合には、あらかじめ定めた福祉避難所担当職員 を派遣し、公的福祉避難所の開設に必要な業務及び開設後の管理運営にあたらせる。
- イ 各福祉避難所には、できるだけ保健師等の専門職員を配置するとともに1名以上の 職員が常駐するように配慮する。
- ウ 大規模災害発生時には、派遣職員が確保できない場合や交代要員等が不足すること が予測されるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。
- 工必要に応じて災害対策本部を通じてDCATの派遣要請を行う。

※DCAT (災害派遣福祉チーム): 大規模災害時に、被災地や事故現場へ派遣される 福祉専門要員のチーム

# ③ ボランティア等の受け入れ

- ア 市は、福祉避難施設の運営状況から判断し、必要と認められる場合にはボランティ アセンター(市社会福祉協議会)を開設する。
- イ 市は、ボランティア派遣の人員数や活動内容についてボランティアセンターへ要請 し、センターは市内各ボランティア団体のほか、市外ボランティア等の確保・受け 入れに努める。
- ウ 福祉避難所におけるボランティアの活動は、要配慮者の避難生活支援とし的確な配 備を行う。
  - ・避難生活を送る要配慮者介護、看護活動の補助
  - 清掃等生活環境の整備・改善と防疫活動の応援
  - ・災害応急対策物資、資機材の輸送・配分活動の協力
  - ・手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
  - ・その他、軽易な作業への協力
- エ 避難者のうちで、ボランティア活動及び同程度の活動に協力できる者がある場合には、避難者自らの福祉避難所運営・維持への参画を願う。

#### ④福祉避難所開設の報告

福祉避難所を開設した場合、各避難所は直ちに次の事項を災害対策本部に報告するものとする。報告にあたっては様式に記入し、FAXを用いて報告するものとする。また、FAXが使用できない場合は、電話またはMCA無線を使用するものとする。

- ア 避難者名簿(名簿は随時更新する。)
- イ 福祉避難所開設の目的
- ウ 施設名、各対象受入れ人員(高齢者、障がい者等)
- オ 開設期間の見込み

#### 2 福祉避難所の運営

#### (1) 避難所の運営

# ① 名簿の作成・管理

市は、福祉避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢(一般避難所からの移送者は転記)のほか、特に援護を要する内容(各種障がいの種別・程度、病名、アレルギー等)を把握し登録できるように窓口を設置する。

- ア 福祉避難所避難者名簿(様式1)を作成し、随時更新する。
- イ 避難者に退所者があるときは、可能な限り転出先を確認して記録する。
- ウ 毎日、避難者名簿の整理及び集計を行い、福祉避難所状況報告書(様式2)に記入し、FAXを用いて災害対策本部へ報告する。FAXが使用できない場合は、電話またはMCAを使用するものとする。
- 工避難者の承諾を得て、福祉避難者台帳の住所・氏名を窓口に掲示する。

#### ② 食料・飲料水の配給

- ア 食料・水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行う。また、乳幼児には粉ミルクや離乳食、高齢者にはやわらかい食事など、特別な配慮を要する事項については 個別の対処を検討していく。
- イ 食料・飲料水に不足が生じる場合には、不足品目の内容及び数量を取りまとめて、 福祉避難所食料・飲料水依頼票(様式3)に記入し、災害対策本部へ提出するもの とする。

# ③ 物資の配給

- ア 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行う。また、特別な物資の確保については個別に対応していく。
- イ 不足物資がある場合は、不足物資の内容及び数量を取りまとめて、福祉避難所生活 用品依頼票(様式4)に記入し、FAXを用いて災害対策本部へ提出するものとす る。

#### ④ 物資の管理

ア 物資が搬送された際には、福祉避難所物資依頼伝票(様式4)に受領サインをして 物資を受け取り、物資保管場所へ保管する。

## <物資の管理・保管方法>

- ・男性衣類、女性衣類、こども衣類、食料品、タオル、毛布・寝具、紙製品、生理用 品、紙おむつ、その他に分類する。
- ・生活用品は、石鹸、洗剤、歯ブラシ、乾電池、文房具、書籍、おもちゃ、医薬品、 電気製品などの用途別に分類する。
- イ 物資等の保管が完了した際及び使用に供するために搬出した場合には、福祉避難所

物資受払簿(様式5)に記入し、適正な管理を行う。

#### ⑤ トイレに関する対応

- ア 仮設トイレ等を所定の場所に設置する。
- イ トイレ使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼り出し、避難所への周知徹底を図る。
- ウ 施設内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い用消毒液の交換などの衛生管理には 十分な注意を払い、避難者自らの協力を得て衛生環境の保持に努める。
- エ 仮設トイレ等のくみ取り、トイレットペーパーの不足補充は、状況を見て早めに要請する。

# ⑥ ごみに関する対応

- ア 施設管理者と協議の上、ごみの集積所を指定し、貼り紙などにより避難者へ周知徹 底を図る。
- イ ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう、 ルールの徹底を図る。
- ウごみ集積所は、屋外の適切な場所等を選定し、腐敗や悪臭等の防止に配慮するととも に、犬猫や野鳥等による散乱の防止に努める。

## ⑦ 防疫に関する対応

- ア 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者等に協力を得て、ごみ処理 や防疫に注意を払う。
- イ 手洗いを励行する。
- ウ 風呂の利用についてはできる限り配慮し、可能な環境が整った場合には周知のうえ 秩序を保った入浴の確保に努める。
- エ 生活用水が確保できる場合には、洗濯場や洗濯物干し場を確保する。
- オ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握し、スペースの分離や診療などの 適切な処置が施せる体制を目指す。

# <生活用水の確保>

・飲料水の安定的な供給を最優先とし、確保ができた後はトイレ・手洗い・洗顔・洗 髪・洗濯などの生活用水の確保にも努める。

# <手洗い・衛生保持の励行>

- ・手洗い所には、消毒液を配置する。
- ・消毒液・トイレットペーパーを確保する。

# <食器の取扱い>

・衛生確保の観点から、食器は出きるだけ使い捨てとする。

#### ⑧ 避難施設内の清掃・整理整頓

・福祉避難所内の共有スペース、トイレ、洗い場などの清掃は、避難者自らの協力を 得て衛生環境の保持に努める。

# ⑨ 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

- ア 外部からの電話問い合わせ等による、他の避難者への迷惑を最小限に抑制するため、 呼び出し時間を定めて取り次ぎを行う。
- イ 電話での問い合わせがあった時は、避難者名簿と照合する。
- ウ 福祉避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は各自の携帯電話等による呼び出し伝達は、放送または掲示による伝言によるものとし、避難者側から折り返し連絡をとることを原則とし、受信状態のままでの取り次ぎは行わないものとする。

# ⑩ 生活情報の提供

ア 避難者が求める様々な情報について、そのニーズを把握した上で情報収集に努め、 掲示板など多様な手段で情報を提供する。

## <避難者の必要とする情報>

- •被害 •安否情報
- 医療 救護情報
- 余震、天候情報
- ・生活物資の配布情報
- ・ライフライン及び交通機関の復旧情報
- ・生活再建、助成制度等の情報

# <情報の収集方法>

- ・災害対策本部からの情報や、公開されている情報を収集する。
- ・テレビ・ラジオ・新聞・インターネットなどの情報を収集する。

# <情報の周知>

- ・収集した情報を順次整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等のあらゆる手 段を用いて、できるだけ早急に提供する。
- ・掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置し、安心の提供を図る。
- ・不要となった情報も直ちに破棄することなく、記録・整理して保管する。

# 3 福祉避難所における要配慮者の支援

# (1)要配慮者の支援

- ア 避難している要配慮者の健康状態、各種福祉サービスの必要性などの現状を把握する。
- イ 福祉避難所において、障がい者や高齢者などが生活する上での問題事項をできる限 り取り除き、避難所の環境整備に努める。
- ウ 福祉避難所では、要配慮者それぞれの配慮事項に応じた対応が図れるように努める。

対象者	支援内容
	・避難生活では活動能力が低下し、寝たきり状態に陥りやすいので、健康
	状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保する。
高齢者	・認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活
	指導等を行い精神的な安定を図る。
	・おむつをしている人のための、おむつ交換場所を別に設ける。
視覚	・避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝える。
障がい者	・放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝える。
	・伝達事項は、紙に書いて知らせる。
聴覚障がい	・掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切か
者	つ確実に伝える。
	・手話通訳者等を確保する。
肢体	- 車いすが通れる幅を確保する。
不自由者	・早いりが地域で循环する。
内部	・医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設ける。
障がい者	・医療機関等の協力により巡回診療を行う。
知的	・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる
障がい者	場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
	・妊産婦は声をあげづらいので、避難所での要望や育児不安などについて
	ヒアリングを行う。ヒアリングの際は、なるべく女性が担当するよう
妊産婦	努める。
	・心身の健康状態と症状に応じてケアを行う。
	・妊婦健診や出産予定施設を把握し、必要に応じてあらかじめ調整を行う。
	・退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよ
	う配慮する。
	・乳児に対して、ミルク用の湯、ほ乳瓶の清潔保持、沐浴の手だてなどの
乳幼児	確保に努める。
	・乳幼児健診や医療機関受診状況を確認し、必要に応じて受診を調整する。
	・新生児の発育栄養状態、並びに育児不安の有無等を把握し、必要に応じ
	て保健・医療サービス利用を助言する。

# (2) 福祉サービスの提供

- ア 要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、福祉サービス事業者・医療 機関等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービス・医療の 提供に努める。
- イ 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等 の提供について、福祉各法に基づく実施の確保を図る。

## (3) 総合相談窓口の設置

福祉避難所内に、要配慮者特有の相談に対応する相談窓口を設置する。

相談窓口では、保健師、社会保険福祉士や精神保健福祉士等の専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。

#### (4)災害時の心のケア対策

福祉避難所ではDPAT等と連携し、避難所への巡回医療など、災害時の心のケア活動を実施する。

※DPAT (災害派遣精神医療チーム): 大規模な災害の被災地への心のケア活動等を 行う。

#### (5) 緊急入所等の実施

- ア 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者に対しては、福祉施設への緊急的な入所、 ショートステイ等により適切に対応する。
- イ 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要となった場合は、医療機関に 移送する。

# 4 福祉避難所の閉鎖等

# (1) 福祉避難所の統廃合

- ア 福祉避難所の利用長期化、避難所による避難者数のばらつきの発生などが生じた場合には、避難所の統廃合を図る。
- イ 福祉避難所の統廃合については避難者の理解と協力を求めるため、要配慮者及びその家族に十分に説明を図る。

# (2)福祉避難所の撤収、解除

- ア 福祉避難所の施設に甚大な被害が生じた場合または被害の発生が予測される場合、 伝染病・感染症等の発生拡大などの危急を要する事態により、避難生活の継続が困 難または不適切と判断される場合には、福祉避難所としての指定を解除する。
- イ 避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行った上で、福祉避難所としての指定を解除する。
- ウ 指定の解除に際しては、必要な原状回復を行った上で施設管理者へ引き継ぐものと する。



# 福祉避難所の施設整備、物資・器材等



## ◆1. 施設整備

平成 20 年 6 月内閣府より提示された「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」により福祉避難所の施設整備、物資・器材については、市は、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するための必要な施設整備を行うことが定められています。(以下は整備例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置な ど施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房施設の整備
- ・情報関連機器(ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板 等)
- ・その他必要と考えられる施設整備

# ◆2. 実施にあたってのポイント・留意点

- ① 在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者などを受け入れる場合は、電源の確保が必要である。また、介護、処置、器具の洗浄等で清潔な水を必要とすることから、水の確保が必要となる。
- ② 避難所において、要配慮者の不安を取り除くとともにニーズを把握するためには、情報を確実に伝達したり、コミュニケーションを確保することが重要となる。要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要であり、各避難所には最低限、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、文字放送対応テレビやファクシミリの確保にも努める。

# ◆3. 物資·器材

市は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図る。

# 【物資・器材の例】

- ·介護用品、衛生用品
- 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- 医薬品、薬剤
- 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボン べ等の補装具や日常生活用具等

都道府県、市区町村は、物資・器材の備蓄のほか、災害時において必要とする物資・器材を速やかに確保できるよう、物資・器材の調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。また、関係団体・事業者と協定を締結するなどの連携を図る。

# ◆4. 避難所における備蓄

ア、避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水、

生活必需品等を備蓄しておくことが望ましいこと。

- イ. この場合、避難所に予定される施設は、他の用途に使用されていることから、施設の 管理者等の理解を得た上で実施すること。
- ウ. 避難所における都道府県、市区町村の備蓄については、基金による分散備蓄と認められるので、基金を活用しての備蓄について検討すること。
- 【資料】:「大規模災害における応急救助の指針について」(平成9年6月30日 社援保第122 号各都道府県災害救助法主管部(局)長宛 厚生省社会・援護局保護課長通知 改正 平成19年6月1日 社援総発第0601001号)

# 【福祉避難所での災害時準備器材例】

- 1) 自動体外式除細動器 (AED): 25 万円前後災害時の心肺停止など不整脈への対応
- 2) 携帯用たん吸引器:1万円(足踏み式)、3,000円(手動式)
- 3) 唾液吸引器(乾電池式): 5,000 円 気管切開患者や人工呼吸器装着患者においては、 緊急時や災害時への対応として、喀痰吸引への対応はきわめて緊急性が高い
- 4) 蘇生バッグ:16,000 円 (ベスメド社製)、リューザブル/シリコンマスク付き心肺停止 患者への緊急処置としての心マッサージとともに呼吸管理を行うために必要
- 5) 衛星電話:370,000円(NTTdocomo ワイドスターII) 東日本大震災においても、通常の携帯電話がつながらないときに大きな威力を発揮した。 災害時の連絡には欠かせない
- 6) トランシーバー等無線機器 1 組:1 万円前後:電話網が寸断された時の連絡手段として 欠かせない
- 7) 電波腕時計:5,000円程度:時間の確認に有用である
- 8) 担架:33,000円:緊急時の患者対応に有効となる担架を常に準備するため
- 9) 携帯ラジオ (手回し充電):3000円位:災害時の最後の情報収集に威力を発揮する
- 10) LED ライト: ハイパワーソーラーLED ランタン1万円: 停電時の緊急対応の必需品
- 11) 携帯用発電機: 5万円前後:とくに、在宅での人工呼吸器装着患者への対応や在宅での医療機械を使用している患者にとっては命綱となる
- 12) 浄水器: 20,000円:清潔な水分を確保することにつながる
- 13) 栄養食品、水、経管栄養剤及び注入セット:4万円分位:在宅で胃瘻管理を行っている 患者にとっての必需品となる
- 14) 医療器材、介護用品等:5万円分位災害時の災害医療を実施する最低限の備品として準備する

# 【要配慮者別の備蓄品例】

				1			1		
対象者	要配慮食料品	携帯トイレ	車 い す	処方箋	常備薬	ウェットティッシュ	専門的医療介護材料	おぶり紐	その他必要備蓄品
寝たきり ・ 高齢者 ・ 認知症 高齢者	0	0	0	0	0	0	0	0	担架、消毒薬、プラスチック手袋、吸引器 【胃ろう】経管栄養剤、注入セット(チューブ、シリンジ等) 【排尿障害】留置セット(カテーテル、 尿パック等)
視覚障がい者				0				0	手袋、メガネ、白杖、時計(音声、触知 式)、点字版
聴覚障がい者									メモ用紙、筆記用具、笛、警報ブザー、 メール機能付携帯電話、文字放送付携帯 ラジオ
肢体不自 由者		0	0		0		0	0	タオルケット、補装具、電動車いす用バ ッテリー
内部障が い者 難病者	0	0		0	0	0	0		食事セット(治療食) 【腎臓障がい者】透析施設リスト、透析 検査データコピー 【呼吸器障害】携帯用酸素ボンベ【ぼう こう・直腸障害】ストマ装具、洗腸セッ ト(ビニール袋、輪ゴム、はさみ)
知的障がい者				0					本人がこだわりを持っている身の回りの 品、本人が食べられる食糧
精神障がい者				0	0				
乳幼児	0				0	0	0	0	粉ミルク、離乳食

要配慮者の援護の内容、障害の種類、程度に応じて必要備蓄品が異なります。下図はその一例です。

# 【栄養摂取障害、排尿障害等に関する必要物資例】

	栄養摂取障害、排尿障害 等に関する必要物資例		必要	更物資	保管方法	取扱者	使用期限等	メーカ	
	要支援 1,2		杖		留意点:長さの設定(福祉用具専門相談員、PT)				
			輸液製剤	(参考 1)	室温保存				
		静	点滴開始和	点滴開始液(1 号液)					
		静脈栄養	中心静脈:	カテーテル		医師、看護師		テルモ	
		良	+	ット				等	
			注入:	ポンプ					
			経腸:	栄養剤					
要			(エンシュアかラコー ル)		室温保存				
介							製造から 13 か月		
護			(リーナレン)						
3, 4,			1000kcal/1 日を目 安						
5,				デカンタ			滅菌済/3年	JMS 等	
		経	_	_			IMEI/A/O I		
	送	経腸栄養		接続チュ		医師、看護師		秋田住	
	栄養摂取傷害		養	養		ープ(イディアルボ	水濡れに注		無滅菌/4年
	傷害		注入セッ	タン用	意し、直射日			ク等	
			<u> </u>	カテーテ	光及び高温				
				ルアダプ	多湿を避け		滅菌済/3 年	JMS 等	
				ター	て保管				
				カテーテ				テルモ、	
				ルチップ			滅菌済/5年	ニプロ	
				シリンジ				等	
				(区分					
				より主食、 ーのものを	常温保存				
		嚥下品	選択	0,00,0					
		嚥下咀嚼障害	とろみ	調整食品					
		害	吸引器			看護師		テルモ	
			気管支吸	引用カテー		看護師 家族	滅菌済/4年	等	
			テル			≈nv		ਚ	

尿障	摂取障害、排 害等に関す 要物資例	必要物資	保管方法	取扱者	使用期限等	メーカー
要		閉鎖式採尿バッグ			滅菌済/3年	ムトウ等
介		バルーンカテーテル	水濡れに注意		滅菌済/3年	ニプロ等
護		汎用注射筒	し、直射日光及	医師、看護師	滅菌済/5年	テルモ等
3,	排尿障害	注射用蒸留水 20ml	び高温多湿を	家族	3 年位	大塚等
5,		綿棒	避けて保管		滅菌済/3年	日本綿棒
<b>)</b> ,		プラスチック手袋			滅菌済/3年	ニプロ等
		消毒剤			3 年位	

# 【嚥下咀嚼(噛む・飲込む)機能に配慮した食品例】

嚥下・咀嚼機能 高い

●低い

対象者			水分を飲んだ時むせや			
対象食品	一般	高齢者	(入れ歯、咀嚼機能やや低下の 方等) やや飲み込みづらい方 (嚥下機能やや低下の方等)	すい方 やや飲み込みづらい方 (嚥下機能低下の方)	液状でむせる方、経管 栄養の方で胃・食道逆 流の予防等	経管栄養の方
やわらかい食 品	0	0	0	Δ	Δ	×
濃厚流動食品 (食べるタイ プ)	0	0	0	O +⊦□≅	△ (+トロミ) 経管は OK	経管で
濃厚流動食品 (飲むタイプ)	0	0	0	Δ + <b>⊢</b> □≥	Δ (+トロミ) 経管は OK	O 経管で
濃厚流動食品 (飲む・チュー プ とも可)	0	0	0	∆ + <b>⊦</b> □≅	△(+トロミ) 経管は OK	経管で
濃厚流動食品 (飲む・ューブ とも可) (移し替えの いらないタ イプ)	0	0	0	Δ + <b>⊦</b> □≅	△(+トロミ) 経管は OK	○経管で
半固形濃厚流 動食品	0	0	0	0	0	0
トロミ調整食品				0	0	0
固形化補助食 品					0	0

# 【要配慮者/健常者共通の備蓄品例】

	ソフト	系		ハード系	<b>ξ</b>
食	クラッカー(乾パン)	レトルト食品(カレー等)		炊飯器	防災ずきん
糧品	アルファー化米	粉ミルク		カセットガスコンロ	防塵マスク
関係	おかゆ	飲料水(保存水)		煮炊きバーナー兼暖房 機	防煙マスク
	缶詰	ラップフィルム		造水機	災害用医療セット
	哺乳瓶	ローソク		浄水器	テント
	割りばし	紙おむつ(乳児用)		濾水機(電動ポンプ式)	チェーンソー
	スプーン	紙おむつ(大人用)		自動給水分配器	マルノコ
	アルミ皿	仮設トイレテント式機		飲料用組立水槽	リヤカー
	ポリタンク	仮設トイレパネル式	材関	車載型給水槽	担架
生	ピニールバケツ	簡易トイレ、携帯トイレ	大工道具セット	懐中電灯	
活必	ポリコップ	メガネ・コンタクト用品		充電式多機能ラジオ	ガソリン缶詰
需品	非常用食器セット	常備薬・処方薬		ハンドマイク	乾電池(各種)
関	毛布	石鹸		メガホン	保存用燃料
係	肌着(上下)	タオル		震災笛	燃料用携帯品
	筆記用具	マッチ		発電機	ボート
	小銭	生理用品、ショーツ		投光器	船外機
	ティッシュ	ウェットティッシュ		コードリール	ピニールシート
	トイレットペーパー	歯プラシセット		救助用ロープ	ヘッドライト
	ポリ袋	ホッカイロ		ヘルメット	簡易ベッド

様式 1

#### 

NO	受入月日	氏 名	住 所	年齢	性別	公表	付添家族	入所支援	退出月日	備考
1	•				男・女	可•否	人	高・障・妊・乳・医	•	
2	•				男・女	可·否	人		•	
3	•				男・女	可·否	人		•	
4	•				男・女	可·否	人		•	
5	•				男・女	可•否	人		•	
6	•				男・女	可•否	人		•	
7	•				男・女	可•否	人		•	
8	•				男・女	可•否	人		•	
9	•				男・女	可·否	人		•	
10	•				男・女	可·否	人		•	

# 福祉避難所 状況報告書 ( 月 日)

<u>NO. 1</u>

施設名				報告者名			
報告日時	年	月	日	午前・午後	時	分	

福祉	业支援種別	避難者数	入所者数	退所者数	特に注意等を要する事項
	高齢者	人	人	人	
障	身体	人	人	人	
がい	精神	人	人	人	
者	知的	人	人	人	
	妊産婦	人	人	人	
乳幼児		人	人	人	
要治療者		人	人	人	

チェック項目	評価	改善要望・特記事項等
施設内衛生	良・可・要改善	
トイレ環境	良・可・要改善	
健 康 管 理	良・可・要改善	
温度・湿度環境	良・可・要改善	
寝具・備品	良・可・要改善	

【その他:連絡事項	Į)
-----------	----

\*毎日、午前10時の時点での福祉避難所の状況(前回報告以降の入所・退所を含む)を定期報告する

# 福祉避難所 食糧・飲料水依頼票

福祉避難	施設名					依頼担	当者名							
	依 頼 日	時	年	月	l	日	午前	•午後	F	寺	分			
	依頼内	灾	食 料	月		日	分				食			
	KA AR PI	47	飲料水	月		日	分				Q·本			
	特記事	項												
所			食料	月	日	午前	• 午後	時	分	(	食)			
	受領・給水日時		及作	月	日	午前	• 午後	時	分	(	食)			
	文牍 帕尔日	飲料水		月	日	午前	· 午後	時	分	(	Q)			
		1	1961 1/11	月	日	午前	•午後	時	分	(	Q)			
	受信班名	保健福	副业班:物資の	受入・搬送係	j	受信担	当者名							
	受 信 日	時	年	月		日	午前	• 午後	F	寺	分			
保	手 配 内	容	食料	月		日分					食			
保健福祉班			飲料水	月	日		分				Q·本			
		時				食 料	月		日	午前・	午後	時		分
物資の	手 配 日			月		日	午前・	午後	時		分			
受入			飲料水	月		日	午前・	午後	時		分			
物資の受入・搬送係				月		日	午前・	午後	時		分			
	発注業者名	等						TEL	:					
	特 記 事	項												

# 福祉避難所 生活用品依頼票

福	施設名						依頼	担当者名				
	依	頼	日	時	年	月	日	午前・	午往	<del></del>	<del></del>	分
	依頼品名・数量			量								
祉					品名·	数 量			5	受 領 日	時	
避								月	日	午前・午後	時	分
難所	受領日時等							月	日	午前・午後	時	分
								月	日	午前・午後	時	分
								月	日	午前・午後	時	分
								月	日	午前・午後	時	分
	特	記	事	項								
	受信班名 保健裕			保健裕	副祖班:物資の受入	・搬送係	受信	旦当者名				
	受	信	日	時	年	月	日	午前・	午往	发	時	分
保					品名・	数 量			Ę	戶配 日	時	
健   福   祉							月	日	午前・午後	時	分	
班	ナ. エ	邢口	内	宏				月	日	午前・午後	時	分
物資の	手	AL	ΥΊ	谷				月	日	午前・午後	時	分
保健福祉班:物資の受入・搬送係								月	日	午前・午後	時	分
								月	日	午前・午後	時	分
	発注業者名等			等						TEL:		
	特	記	事	項								

# 福祉避難所 救援物資等受払簿

		受入れ	払出し						在庫品	
月	日	品 名	数量	月	日		品	名	数量	1生/里:00